

北海道告示第11027号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年7月18日

北海道知事 鈴木 直道

(経済部所管分 その7)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 坑内保安確保設備整備費 CO2鉱物化坑内埋め戻し技術の確立を目指し実証試験を実施する上で必要となる保安確保等の設備・機器の設置等に対して予算の範囲内において補助を補助を行う。	道内において「産炭国に対する石炭採掘・保安に関する技術移転等事業」による石炭採掘技術等に関する新たな取組を行う企業・団体等。	次に掲げる保安専用機器等の購入・設置に要する経費 (1) スラリー充填・計測・監視設備 (2) CO2計測・監視設備 (3) 試験坑道密閉資材 (4) 救命機器 (5) 集中監視装置 (6) 坑内冷房装置 (7) 帯電防止加工品 (8) 保安専用計測機器 (9) 坑内移動式集じん装置 (10) 仕繰拡大専用機器 (11) 特殊防じんマスク (12) 高照度安全電灯 (13) 不燃化・難燃化専用機器 (14) 炭壁注入装置 (15) 非常用排水ポンプ (16) 難燃性コンベアベルト (17) 救護隊用機器 (18) 坑道維持資材・用排水設備等	2分の1以内	経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第4号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	
2 介護福祉士養成施設運営費補助事業 福祉人材を養成・確保するため、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき指定を受けた介護福祉士養成施設の運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。	令和5年4月1日現在において、介護福祉士養成施設を設置している者(ただし、私立専修学校等管理運営費補助金の交付の対象者並びに学校教育法の規定に基づく大学及び短期大学並びに通信課程によるものを除く。)	介護福祉士養成施設における施設運営に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 人件費(退職金を除く。) (2) 教育研究・管理経費(食糧費を除く。) (3) 設備関係経費 (4) 借入金等利息	定額	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部労働政策局産業人材課		